

青森県報

第三千七百八十一号

平成二十五年
十二月十一日
(水曜日)

目次

告 示

保安林の指定予定

(林政課) … 一

公 告

開発行為に関する工事の完了

(建築住宅課) … 一

出先機関

土地改良区の定款変更の認可

(中南地域
県民局) … 二

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

(同) … 二

土地改良事業施行の認可

(西北地域
県民局) … 二

正 誤

平成二十五年十一月十五日定例告示中

(林政課) … 二

告 示

青森県告示第八百五十三号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

東津軽郡今別町大字大川平字馬流九の一、一〇の八、字安兵衛川四七の一、四七の九三

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び今別町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

開発行為に関する工事の完了

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十五年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

十和田市大字三本木字野崎四〇の三四七及び四〇の四九〇

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

十和田市西五番町二二の二一 株式会社 三共機器

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、長瀬堰土地改良区の定款の変更を平成二十五年十一月二十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年十二月十一日

中南地域県民局長 高原 至 智

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、杭止堰土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月十一日

中南地域県民局長 高原 至 智

一 縦覧に供する書類

- 1 土地改良事業計画書の写し
- 2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年十二月十二日から平成二十六年一月十七日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

土地改良事業施行の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、つがる市出来島地区土地改良事業共同施行斉藤武光ほか五十六人に係る次の土地改良事業の施行を平成二十五年十一月二十九日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により公告する。

平成二十五年十二月十一日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

一 事業名 農業基盤整備促進事業

二 地区名 出来島

正 誤

林 政 課

発行年月日 発行番号	区 分 番 号	ページ 段	行	誤	正
平成二五・二五 第三七七〇号	第七九八号	四	後ろから 七	3 間伐に係る森林は、次の とおりとする。	3 間伐その他特別の場合の伐採に 係るものは、次のとおりとする。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭